

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)
 大学院生研究
 2010年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 社会学			研究科	社会学	専攻
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年		氏名			
	社会学研究科・社会学専攻 博士課程後期課程2年		前川志津 印			
指導教員	所属・職名		氏名			
	社会学研究科・教授		黄盛彬 印			
自然・人文・社会の別	自然	・	人文	・	<input type="checkbox"/> 社会	個人・共同の別 <input type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 名
研究課題名	戦後和解プロセスとアイデンティティ問題 —元米国人捕虜問題を通じて—					
研究組織	在籍研究科・専攻・学年		氏名			
研究期間	2010		年度			
研究経費	200		千円			

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

従来、おもに国際関係学、政治学、心理学などで議論されてきた「戦後和解」について、社会学的視点から調査、分析する。特に、個人の社会的アイデンティティに焦点をあて、社会問題に直面したときに個人が取りうる態度とアイデンティティの関係について研究する。事例として、元アメリカ兵日本軍捕虜問題を取りあげる。2010年9月、日本政府によって元アメリカ兵日本軍捕虜がはじめて日本へ招聘された。この招聘プログラムが実現されるにいたった背景、プログラム対する日米の当事者や支援者たちの反応などを包括的に調査し、「戦後和解」に向けた政府の動きと、それがもたらす捕虜問題に対する個人的態度への影響との関連を考察する。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[アイデンティティ] [戦後和解] [日米関係]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

1. 元日本軍捕虜問題の把握

第二次世界大戦中の日本軍捕虜の実態をとらえるのは容易ではない。その要因のひとつは、日本軍がアジア人兵捕虜と白人兵捕虜に対して異なる政策をとったことである。このことにより、捕えられたアジア人兵は「捕虜か労務者か」という問題がうまれた。そのほかにも捕虜問題を複雑にしている要因として、捕虜に民間人抑留者が含まれている場合もあること、「捕虜か戦争犯罪人か」という問題、「軍令の捕虜」と「軍政の捕虜」の区別などがある。また、1941年12月8日に先立つ、いわゆる日中戦争は、「支那事変」とよばれるように宣戦布告にもとづく戦争でないため、この間に捕えられた中国兵の問題を困難なものにしている。まずは、このような要因をひとつひとつ整理することによって、複雑な問題を正確に把握することにつとめた。以下の捕虜数、死亡捕虜数については内海愛子(2005)『日本軍の捕虜政策』にもとづく。内海は、この著書における統計を俘虜情報局による「俘虜月報」や『俘虜取扱の記録』に依拠している。

アジア人兵捕虜を含めると、第二次世界大戦中の日本軍捕虜は30万人を超える。このうち白人兵捕虜は敗戦時に約13万人、死亡者は約31,000人である。日本軍における捕虜の死亡率の高さはよくドイツ軍のそれとの比較において語られることが多い。たとえば、日本軍捕虜となったアメリカ兵33,587人のうち37.3%が死亡したといわれているのに対し、ドイツ軍におけるアメリカ兵捕虜の死亡率は1.1%といわれている。

捕虜問題の中心にあるのは、日本軍による捕虜の労務動員である。戦時下で深刻な労働力不足の問題を抱えていた日本軍は、捕虜を労働力として利用する方針をかためた。国際法では将校の労務への動員や、軍の作戦に関係のある労務への動員を禁止しているが、日本軍はこれらの規定に違反していたとの批判がある。また、日本軍は捕虜の労働に対し、同じ階級の日本兵と同等の賃金を支払うとしていたが、実際にこの通りに支払われていたわけではなかった。さらに十分な食料や医療を支給しないまま、病人までも「強制労働」させたことは「捕虜虐待」である、などの批判もある。捕虜概念のあいまいさや管理体制の不十分さ、捕虜に労働を課すことに対する認識のあまさは捕虜の取り扱いを過酷なものにし、日本軍の捕虜政策に対する交戦国の厳しい非難を招くことになった。

戦後の軍事裁判—極東国際軍事裁判(以下、東京裁判)および、横浜や旧「大東亜共栄圏」各地における、いわゆるBC級戦争裁判—では、日本軍の捕虜政策が厳しく追及された。全起訴件数の約16%、起訴された人員の17%、有罪者の27%、死刑判決の11%が捕虜収容所関係者で占められている。特に横浜裁判では、全331件の起訴のうち、直接捕虜に関係しない事件は8件にすぎない。

捕虜への賠償の支払いは、1951年のサンフランシスコ対日講和条約において規定された。しかし、第14条b項の解釈をめぐる議論は現在も終結していない。また、1990年代に入ってから、元捕虜による賠償を求める訴訟が数件おこなわれている。

2. 日米での動き

捕虜問題に対する各国の対応は、日本政府との関係や社会的要因に関連して異なる。先行研究には捕虜問題を国際法や人権といった問題別の視点から論じているものや、包括的に元捕虜の実態を明らかにすることを目的としたものが多く、この問題をめぐる各国の政治的・社会的動向を、諸問題を横断して国ごとにまとめたものはなかった。そこで、アメリカにおける捕虜問題をめぐる一連の出来事をまとめ、それぞれの出来事の政治的・法的・社会的背景や関連性を文献調査により詳細に検討した。また、日本とアメリカ両国における現在進行形の動向を知るために、それぞれの地域における当事者や支援者の団体、および研究グループの活動を調べた。

アメリカ上下院では、1999年よりほぼ毎年のように第二次大戦中の元アメリカ兵日本軍捕虜に対する補償法案が提出されている。従来は、アメリカ政府に対して、元捕虜への補償や、日本政府または企業に元捕虜への補償を求めるよう促す決議案が提出されていたが、2010年7月に下院に提出された捕虜決議案は、「日本政府が太平洋戦争時の全ての米元捕虜に公式に謝罪し、生存者の日本招待計画を進めていることを歓迎し称える」ものであった。これは、2009年5月に藤崎一郎駐アメリカ日本大使が元捕虜の会(Descendants Group an Auxiliary of American Defenders of Bataan and Corregidor: 全米バターン・コレヒドール防衛兵次世代の会、以下DG-ADBC)の全国会議でおこなった謝罪と、2010年より数年にわたって元アメリカ兵捕虜を日本へ招聘する日本政府のプログラム(以下、招聘プログラム)が公表されたことが影響していると思われる。

日本においては、1994年の村山首相(当時)の談話に示された考えにもとづいて企画された「平和友好交流計画」のうち、元捕虜関係の事業が4つあった。しかし、対象国はオランダ、オーストラリア、イギリスであり、アメリカの元捕虜に関係する事業はなく、元アメリカ兵捕虜は、この「平和友好交流計画」から自分たちが「除外」されていることを訴えてきた。これらの元アメリカ兵捕虜を含む各国の元捕虜に対する支援活動や、捕虜問題究明、解決の活動をしている代表的な団体に、「POW研究会」と「US-JAPAN DIALOGUE ON POWS」がある。(US-JAPAN DIALOGUE ON POWS

研究成果の概要 つづき

はカリフォルニア州の非営利団体であるが、設立者であり代表者でもある徳留絹枝氏が日本人であることから、日本側の活動とする。))

3. 日本政府による招聘プログラム

招聘プログラムによる元アメリカ兵捕虜の滞在期間は9月12日から19日までであった。12日に到着した一行は、13日に岡田外相(当時)に面会し謝罪を受けている。その後、それぞれ希望地を訪問したあと、全員で京都を訪れ17日に東京にもどった。18日には市民交流会がおこなわれている。日程は非公開で滞在期間中の情報も限られるなか、POW 研究会の代表笹本妙子氏や徳留氏らの協力を得て、国際基督大学での講演会、横浜英連邦墓地への訪問、市民交流会へ参加することができた。講演会、英連邦墓地への同行は、捕虜問題を形成する要因への考察を深める機会となった。たとえば、自国の学生に対する元捕虜たちの態度、元英連邦捕虜に対する元アメリカ兵捕虜の位置取り、外務省高官や職員の元捕虜とのコミュニケーションの取り方など、従来の日本政府による補償や日本人の歴史認識中心の議論ではあまり注目されてこなかった要因が、日本政府による招聘という和解実践の成否に直接的ではないとしても間接的には影響を与えている可能性があるように見受けられた。また、さらに直接的な意見交換の場である市民交流会に参加したことで、捕虜問題解決における今回の招聘プログラムの成果と残された課題が明らかになった。

市民交流会において、本プログラムと一連の出来事は、来日した元捕虜やその遺族に「歴史的出来事」として評価されていた。これまで、日本政府高官による謝罪は、誠意のない外交手段であり日本は「真の」謝罪をするべきであるという議論がくり返されてきた。しかし、滞在中の岡田外相の謝罪は、その真意が問われることなく「公式」の謝罪として受け入れられている。日本政府による補償の可能性が(将来についてはわからないが)ほとんどないといえる現在、招聘は補償の代わりに、日本政府が元捕虜の存在と過去におこなわれた彼らへの不当なあつかいを認めたことを示すひとつの手段となったといえよう。政府による交流事業は、補償の責任を回避するための懐柔策であるとする批判もあるが、元アメリカ兵捕虜に関しては、そのような批判は聞かれなかった。

しかし、公的手段による問題解決の限界も明らかになった。現在、企業に補償や謝罪を強制する法的手段はない。公式の謝罪と招聘が実現されたのちに、日本政府が取れる政策はこれ以上ないともいえる。元捕虜やその遺族たちもそれを感じているように感じた。市民交流会では、日本の経済界に対する批判は聞かれたが、日本政府への要望がアメリカ側から主張されることはなかった。心情的には日本政府への不満もあると思われるが、現実問題として政府ができることには限りがあることを元捕虜たちはある程度受け入れているように思われる。そして、今後の課題としてくり返し主張されたのは、「日本における捕虜の歴史認識の促進」の必要性であった。これは、問題解決に向けて行動を起こすべき日本側の主体として、彼らが国民へも注目していること示している。

4. 当事者・支援者へのインタビュー調査

本研究から、戦後和解の中心的主体は単純化すると「被害国・加害国」⇒「戦争被害当事者・加害国」⇒「被害国民・加害国民」というように変化してきていることが明らかになった。ところが、「戦後和解の主体としての国民」を対象とした研究はほとんどおこなわれていない。戦争問題に関する戦後日本の社会・思想研究には「国民」を対象としたものが多いが、それらは(日本)国家に対する国民である。そうでなければ、「個人」としての体験をつづった手記のようなものが多い。つまり、被害国民と加害国民(日本国民)の関係が戦後和解のプロセスのなかでどのようにありうるのか、その実態と可能性についてはほとんど明らかにされていないのが現状である。

日本国民と被害国民の関係のあり方には、日本国民が戦争や戦争問題にどのような態度をとるのかということが影響するが、本研究では、これがアメリカ国民にとっても興味ある問題であることがわかった。8月、元アメリカ兵捕虜の聞き取り調査をしているアメリカ人青年が、フィリピンでの戦闘に従事した元日本兵にインタビューする場に同席した。その時の質疑応答は、この問題への青年の関心を示すとともに、日米の違いや世代の違いなどが様々に交差した非常に興味深いものであった。今後、録音データを分析するとともに、インタビュアー、インタビュー双方にインタビューを行い、ふたりの関係について調査、考察を進めたい。

また、調査過程において、この「加害国民として捕虜問題にどうかかわるか」という問題に悩んでいる個人がいることがわかった。戦時中は通訳として従軍し、復員後は私財を投じて戦後和解の実践をおこなっている元日本兵と、元捕虜収容所所長を祖父にもつ30代の女性である。彼らの問題は、いくつかの著書で言及されているものの、研究テーマとして調査されるところまではいっていない。他にも、この問題を体験した人はいると思われる。たとえば、元捕虜と対面し、謝罪した企業の社長や社員は戦争問題に対してどのような態度をとり、被害者やその遺族とどのような関係を結んだのであろうか。こちらも今後さらに追及したい問題である。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

④その他

立教大学大学院社会学研究科院生例会

2010年11月12日 (報告時間45分、質疑応答45分)

<報告内容>

1. 日本軍捕虜問題概要
2. 白人捕虜に対する政策
3. 国際法をめぐる問題
4. 捕虜問題をめぐる動向—アメリカ—
 - 議会における決議案
 - 捕虜裁判
 - Descendants Group an Auxiliary of American Defenders of Bataan and Corregidor (DG-ADBC: 全米バターン・コレヒドール防衛兵次世代の会)
5. 捕虜問題をめぐる動向—日本—
 - 平和友好交流計画
 - POW研究会
 - 捕虜 日米の会話 (US-Japan Dialogue on POWs)
6. 日本政府による招聘プログラム (2010年9月)
 - 経緯
 - 市民交流会
7. 戦後和解実践の進展と残された課題